

施策評価調書(途中評価(平成20年度実施))

ながさき夢・元気づくりプラン(長崎県長期総合計画 後期5か年計画)における位置付け		
重点プロジェクト	7	安全・安心の確保向上プロジェクト
施策	策	危機管理体制の充実・強化

		作成年月日	平成 21 年 2 月 2 日
施策主管所属	防災危機管理監 危機管理防災課	課(室)長等名	溝口 敏男
施策関係所属 (部局名課名)	防災危機管理監消防保安室、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部医療政策課、科学技術振興局科学技術振興課		

1 施策の内容

		ながさき夢・元気づくりプラン記載ページ	P 37
大規模災害、テロや有事、新たな感染症などに対応できるよう、災害時対応のシミュレーションや市町村・関係機関と連携した体制を整備します。			

2 施策の進捗状況と評価(一次評価)

施策の進捗状況を踏まえた総合評価			
A : 計画どおりに進んでいる	B : ほぼ計画どおりに進んでいる	C : やや遅れている	D : 遅れている
施策の進捗状況と総合評価の判断理由			
<p>災害やテロ・有事への対応については、自主防災組織率は微増にとどまっているものの、災害やテロ・有事に係る計画や指針等の策定、防災関係システムの整備、様々な災害を想定した訓練の実施、県民に防災情報をインターネットを利用して簡単にわかりやすく提供できる長崎県総合防災ポータルサイトの開設など、積極的な事業推進を図っている。</p> <p>また、新たな感染症への対応についても、感染症の流行を大規模拡大まで念頭においた対応指針の策定、発生を迅速に把握するための医療機関との連携強化、長崎大学等との連携による研究・治療体制の整備に向けた具体的な協議の実施、保健所を中心とした地域における情報網を整備するなど、ほぼ計画どおりに進捗している。</p> <p>(災害やテロ・有事への対応について)</p> <p>震災対策を含む防災対策の見直しについては、平成17年9月から平成19年3月にかけて地震被害予測や地震等防災対策に関する専門家による委員会を設置し、県内における地震発生想定、被害予測調査を実施するとともに、平成20年2月には本県として取り組むべき地震等防災対策を体系化した「長崎県地震等防災対策アクションプラン」を策定し、地震等防災対策の推進を図っている。</p> <p>また、災害時の要援護者の避難支援対策として、平成17年12月に「長崎県災害時要援護者避難支援マニュアル策定指針」を策定し、市町へマニュアル策定を促している。(平成20年5月1日現在、マニュアル策定済み市町5、作業中市町12、未着手市町6(うち平成20年度着手予定4))</p> <p>防災体制づくりについては、災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、平成17年度に、職員の初動対応マニュアル及び職員参集ハンドブックを作成し全職員に配付し、さらに、平成19年度には、県庁内に分散していた防災拠点を移転集中化し機能の効率化を図るとともに、防災行政無線の再整備や災害発生監視カメラの整備を行い、災害情報等の収集・伝達機能の充実を図っている。</p> <p>また、大規模災害発生時における被災者への救援物資の供給を迅速・的確に行えるよう民間企業(大手コンビニエンスストア、スーパーなど計10社)と物資等の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、自主防災組織については、組織率が低い市町への組織化へ向けた取組強化の要請、自主防災組織への防災資機材の整備支援等により、組織率は微増しているものの、計画どおりに進捗していない。</p> <p>災害や有事における対応能力の向上を図るため、大規模な自然災害、原子力災害、石油コンビナート、武力攻撃事態等の様々な災害を想定した訓練を、市町、自衛隊、消防、警察、地域住民等の参加の下実施するとともに、大規模地震を想定した職員参集訓練を抜き打ちで実施するなど、より実践的なものへの見直しを行っている。</p> <p>武力攻撃事態等の危機発生時に対応するため、平成18年3月には「長崎県国民保護計画」、平成19年2月には「長崎県国民保護初動対応マニュアル」を作成し、さらに、様々な危機事象に係る情報の一元化、初動対応の迅速化等を図るため、平成19年2月には「長崎県危機管理対応指針」を作成するなど、危機管理体制の充実・強化を図っている。</p> <p>県民に対する防災情報の提供については、平成18年12月に、県民に防災・災害に関する情報を簡単にわかりやすく提供できるよう、防災専用のホームページ「長崎県総合防災ポータルサイト」を開設し、様々な防災情報の提供に取り組んでいる。</p> <p>また、防災対策や国民保護計画に関する、県政出前講座の実施やパンフレットの配布、県広報誌への掲載などを行うとともに、平成19年11月には、火山都市国際会議において「雲仙普賢岳噴火災害」の教訓の継承に関するフォーラムを実施するなど、県民の防災意識等の向上と施策の普及・啓発に取り組んでいる。</p>			

(新たな感染症への対応について)

本県における新たな感染症等への対応指針の策定について、平成15年4月に「SARS行動計画」、平成18年1月に「高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、公表し、新たな感染症対策の推進を図っている。また高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルについては平成20年3月に改訂し、発生時の養鶏場における保健所業務要領を策定するとともに健康調査会場現場対応手引き書を作成し、発生時における対応強化を図っている。

新型インフルエンザ等の感染症情報を分析し発生に備えるため、平成20年度より新たに県内の84医療機関を選定し生の報告を求め、情報網の整備強化を図っている。

長崎大学等との連携による研究・治療体制の整備に向けて、鳥インフルエンザ(H5N1)・SARS(重症急性呼吸器症候群)・新型インフルエンザ等の発生初期の場合、第二種感染症指定医療機関及び5協力医療機関において対応している。未知の感染症発生の対応を強化するため、第一種感染症病床の整備に向けて関係機関と協議している。

感染症の出現に迅速かつ的確に対応し、まん延防止を図るため、以下の取組みを行っている。

- ・感染症対策の中核的機関である保健所は、地域の感染症に関する情報を把握するため、管内の市町、医師会及び医療機関との連携を図るとともに、地域感染症対策協議会を設置し、感染症予防対策のための協議・検討を行っている。
- ・感染症の情報について、県立保健所及び長崎市、佐世保市保健所から伝送または報告された患者の感染症情報及び病原体情報を長崎県感染症情報センター(長崎県環境保健研究センター)にて分析を行い、その結果を全国情報と併せて速やかに関係機関へ提供し、情報の共有化を図っている。

3 社会情勢の変化を踏まえた施策推進上の課題等

<<施策を取り巻く社会情勢の変化>>

近年の災害発生状況を見ると、台風、地震、集中豪雨などの大規模な災害が頻発しており、特に地震については、新潟県中越地震のほか、福岡県西方沖地震、能登半島地震等、これまで活断層が確認されていなかった場所でも、相次いで大規模な被害を伴う地震が発生している。

世界各地で発生しているテロや有事、大規模事故、国境を越えた感染症の発生など多様な危機管理事案が発生している。

新型インフルエンザに備え、発生初期に国内への流入を水際で防ぐ対策などを盛り込んだ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正や検疫法が平成20年5月12日に施行された。改正法では既存の一～五類に加え、新型インフルエンザについて分類が新設されている。

新型インフルエンザは、危険性が最も高いエボラ出血熱などの「一類感染症」に準ずる感染症に位置づけられ、患者の強制入院などの措置のほか、無症状のヒトにも感染が確認されれば患者と同様の措置の対象になることが盛り込まれた。

また、感染の恐れがあるヒトの入国時には、感染有無の確認のため、約10日間の一時的隔離ができる規定も設け、隔離は医療機関に加え、ホテルなども利用可能としている。

新型インフルエンザの大流行時には、県内で医療機関を受診する患者数は、16万人～30万人、入院患者数は約2万4千人、死亡者数は最大で8千人にのぼると試算されており、従業員の欠勤による企業活動への深刻な影響、ライフラインの供給停止や食料の不足等、重大な被害が想定されている。

<<施策推進上の問題点・課題等>>

大規模化及び多様化する自然災害や危機管理事案への迅速かつ確かな対応が求められており、これまで策定された計画や指針等の推進を含め、その体制の強化が必要である。

これまで作成された指針やマニュアル等が有効に機能するように、訓練等を実施するとともにその検証・見直し等を行う必要がある。

過疎化や少子高齢化の進展、産業・就業構造の変化等により、地域防災の担い手である消防団員は減少傾向にあり、さらに自主防災組織率の向上が厳しい状況にあることから、県民（地域住民）の防災意識向上への取り組みなどを含めた新たな対策が必要である。

大流行時に刻々と変化する事態（流行状況、感染の拡大等）を早期に察知し、その情報を共有するとともに、県民へ最新情報を還元し柔軟に対応していくことが重要である。

新型インフルエンザが発生した場合に用いる抗インフルエンザウイルス薬であるリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の具体的な配布の優先順位が未だ国において明確にされていない。

またパンデミック時には医療機関等においてPPE（ ）等の感染防御資材の品不足が予測されており、本県において十分量の感染防御資材を備蓄することは困難である。この感染防御資材の十分な供給量の確保及び流通等の問題は国家的課題であるため、国が主体となって総合的な対策を講じる必要がある。

PPE:防護衣

4 施策推進上の課題を踏まえた今後の対応方向

大規模な自然災害、テロや有事、新たな感染症対策は、県民の安全・安心の確保のため、引き続き重点的に取り組むべき課題であり、今後とも国、県、市町等と連携し、危機管理体制の充実・強化を推進する必要がある。

大規模化する自然災害やテロ・有事など多様化する危機管理事案への対応を迅速かつ確に行うために、これまで策定した計画・指針等の対策を着実に推進するとともに、危機管理体制の整備・充実を図っていく。

これまで策定された計画や指針、マニュアル等が有効に機能するよう、実践に即した訓練を実施するとともに、その検証・見直し等を実施する。

災害対策は県民一人ひとりの防災意識の向上や地域コミュニティの防災力向上が必要であることから、消防団員の確保や自主防災組織率の向上を含め、これらの機運を醸成するような施策を検討する。

新型インフルエンザの大流行は風水害等の災害と異なり、建物は損壊せず人が減るという県民が全く経験したことがない事態であるため、県民に対して新型インフルエンザに関する最新情報、予防対策等についての正しい知識の普及啓発を行う必要がある。

また、国へ感染防御資材の十分な供給量の確保及び流通等について要望していくとともに、感染防止のための外出自粛、学校閉鎖、食料の備蓄、企業の事業継続計画について、国・県・市町・関係機関等と一体となった対策を推進する。

5 長崎県政策検討会議による二次評価

長崎県政策検討会議：知事、副知事等で構成し、県政運営の基本方針等について協議・検討を実施する機関

施策の実現に向けてプランの計画期間中に重点的に取り組んでいる事業（＝主要事業）

コード	主要事業	附表番号
7 - (1)	災害やテロ・有事への対応	附表 1
7 - (2)	新たな感染症への対応	附表 2

それぞれの主要事業については、施策評価調査附表「主要事業の実施状況等に関する調査」に記載

主要事業の実施状況等に関する調書

ながさき夢・元気づくりプラン（長崎県長期総合計画 後期5か年計画）における位置付け

重点プロジェクト	7	安全・安心の確保向上プロジェクト
施策		危機管理体制の充実・強化
主要事業	(1)	災害やテロ・有事への対応

作成年月日 平成 21 年 2 月 2 日

主要事業主管所属	防災危機管理監 危機管理防災課	課(室)長等名	溝口 敏男
主要事業関係所属 (部局名課名)	福祉保健部福祉保健課、防災危機管理監消防保安室		

1 主要事業の内容等

主要事業の内容	ながさき夢・元気づくりプラン記載ページ	P 94
<p>想定を超えた大地震や津波、テロや有事の発生のおそれなどを踏まえ、不測の事態にも対応できるよう、危機管理体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災対策を含む総合的な防災対策の見直しと防災体制づくり ・災害や有事発生時の対応訓練の実施 ・危機管理体制や発生時の対応についての評価・見直しの実施 ・市町村担当職員及び県民の防災意識の向上対策の実施 		

主要事業の推進を目的に実施している主な事務事業等

事業名	事業の内容	区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【区分：事務事業】 一般防災対策費 (課名：危機管理防災課)	防災訓練の実施、防災関係会議の開催、市町防災行政の推進等を行い、防災関係機関の連携強化と有事即応体制の確立を図る。	事業費+人件費 (千円)	49,083	45,823	82,276	87,637	61,637
		成果指標達成状況	達成	達成	達成	達成	達成
		評価結果	現状維持	拡充	拡充	現状維持	改善
【区分：事務事業】 自主防災組織結成推進事業費 (課名：危機管理防災課)	自主防災組織の結成促進に向け市町等への働きかけを行うとともに、自主防災組織への防災資機材の整備支援等を行うことにより、組織率の向上を図る。	事業費+人件費 (千円)	1,549	2,189	3,097	3,124	3,137
		成果指標達成状況	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成
		評価結果	現状維持	現状維持	現状維持	改善	改善
【区分：事務事業】 防災ヘリコプター運航費 (課名：危機管理防災課)	防災ヘリコプター「ながさき」を運航し、様々な災害等に対応した捜索・救助活動、情報収集活動等を行い、有事即応体制の確立を図る。	事業費+人件費 (千円)	170,656	163,280	182,635	172,042	208,158
		成果指標達成状況	達成	達成	達成	達成	達成
		評価結果	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
【区分：事務事業】 国民保護対策費 (課名：危機管理防災課)	国民保護法に基づき、国民保護計画の作成等を行い、県民の生命、身体および財産を武力攻撃事態等から保護するための体制を整備する。	事業費+人件費 (千円)	-	10,618	37,192	31,561	20,514
		成果指標達成状況	-	達成	達成	一部未達成	一部未達成
		評価結果	-	改善	拡充	現状維持	現状維持
【区分：事務事業】 総合防災情報ネットワークシステム事業 (課名：危機管理防災課)	県民に防災・災害に関する情報を簡単にわかりやすく収集できるように、防災専用のホームページを整備し、災害情報の迅速な提供と県民の防災意識の向上を図る。	事業費+人件費 (千円)	-	-	-	16,859	15,062
		成果指標達成状況	-	-	-	達成	達成
		評価結果	-	-	-	現状維持	現状維持
【区分：事務事業】 防災行政無線再編整備事業 (課名：危機管理防災課)	衛星通信のデジタル化等に伴い県と県内防災関係機関を結ぶ防災無線を再整備し、有事発生時の情報収集・伝達機能の向上を図る。	事業費+人件費 (千円)	-	-	90,019	32,889	3,614,853
		成果指標達成状況	-	-	達成	達成	達成
		評価結果	-	-	現状維持	終了	-
【区分：事務事業】 一般災害対策(災害救助法実施体制整備事業) (課名：福祉保健課)	災害が発生した場合に備え、迅速かつ的確に対応できる体制を確立するために、引き続き担当職員の訓練等を行うとともに、流通備蓄協定の締結に向けて取り組む。	事業費+人件費 (千円)	1,917	1,917	1,916	1,929	1,227
		成果指標達成状況	達成	達成	達成	達成	達成
		評価結果	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持

主要事業に係る指標の状況						
(1) 指標区分: 「 」 = 夢・元気づくりプラン掲載指標で、策定当初から指標の見直しを行っていないもの 「 」 = 夢・元気づくりプラン掲載指標で、平成20年度に指標の見直しを行ったもの						
(2) 達成区分: a = 既に目標値を達成した b = 計画どおり進捗している c = 遅れている(目標値達成は可能) d = 遅れている(目標値達成は困難)						
成果指標	指標区分 (1)	目標値 イ	基準値 ロ	実績値 ハ	達成率 (ハ-ロ) /(イ-ロ)	達成状況
	単位	又は年	又は年	又は年		達成区分 (2) 達成状況の説明 (達成区分がc又はdの場合は今後の課題等)
自主防災組織 整備率		100	31.8	39.5	11%	d 組織率が低い市町への組織化へ向けた取組強化の要請、自主防災組織への防災資機材の整備支援等を行ったが、組織率は微増しているものの、計画どおりには進捗していない。 組織率が低い理由として、市町において地域におけるキーマンとなるリーダーが少ない、自治会等において組織結成の必要性を感じていない、地域の結束力が弱い、組織化のノウハウに乏しいといったことが考えられることから、今後、これまでの取り組みに加え、市町と合同で自治会長を対象とした防災講座を開催するとともに、組織率が低い市町の自治会長の会合等に出向いて直接組織化の依頼を行うなど、新たな取り組みを行っていく必要がある。 $\text{自主防災組織率} = \frac{\text{自主防災組織加入世帯数 (238,971世帯)}}{\text{全世帯数 (604,248世帯)}}$
	%	平成22年度	平成11年度	平成19年度		
防災・危機管理に関する計画等の策定		9	5	8	75%	b 本県における災害やテロ・有事への対応のための基本的な計画や指針等については、平成18年度には「危機管理対応指針」、「国民保護初動対応マニュアル」、平成19年度には「地震等防災対策アクションプラン」を策定するなど、着実に進捗している。
	策定数	平成22年度	平成17年度	平成19年度		
防災拠点及び防災関係システム等の整備数		8	0	4	50%	b 平成18年度には県民等への情報提供を目的とした「総合防災ポータルシステム」を整備、平成19年度には「防災拠点の県庁新別館への移転集中化」、「災害発生監視カメラ」の整備や「防災行政無線」を再整備するなど、順調に進捗している。
	整備数	平成22年度	平成17年度	平成19年度		
防災訓練等の実施		6	5	6	100%	b 大規模な自然災害、原子力災害、石油コンビナート、武力攻撃事態等の様々な災害を想定した訓練を実施し、目標回数は達成しているが、今後とも実践的かつ総合的な訓練を反復して実施し、対応能力と練度の向上を図っていく必要がある。
	回数	平成22年度	平成17年度	平成19年度		

2 主要事業の進捗状況

主要事業の進捗状況			
A : 計画どおりに進んでいる	B : ほぼ計画どおりに進んでいる	C : やや遅れている	D : 遅れている
<p><<説明>></p> <p>次のとおり、プランに掲げた主要事業の内容に関し取組を進めた結果、本県における災害やテロ・有事への対応のための計画や指針等の策定、防災関係システムの整備、様々な災害を想定した訓練の実施、県民に防災情報をインターネットを利用して簡単にわかりやすく提供できる長崎県総合防災ポータルサイトを開設するなど、ほぼ計画どおり進捗している。なお、自主防災組織率が計画どおりに進捗していないため、自主防災組織率向上に向けた一層の取組が必要である。</p> <p>震災対策を含む総合的な防災対策の見直しと防災体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月には、職員を対象に地震被害発生時の初動対応マニュアルを作成するとともに、平成18年3月には、職員参集ハンドブックを作成し全職員に配付した。さらに、平成17年9月から平成19年3月にかけて「地震発生想定検討委員会」や「地震等防災アセスメント調査委員会」を設置し、専門委員による地震発生想定や被害予測調査を実施するとともに、「地震防災対策検討委員会」では県として取り組むべき対策について提言を受けた。この後、県関係部局との調整やパブリックコメントの実施を経て、平成20年2月、本県で想定される地震を対象に減災目標を明示して、本県として取り組むべき地震等防災対策を体系化した「長崎県地震等防災対策アクションプラン」を策定するなど、本県における地震等防災対策の推進を図っている。 また、大規模災害発生時における被災者への救援物資の供給を迅速・的確に行えるよう複数の民間企業（大手コンビニエンスストア、スーパーなど）と物資等の供給に関する協定を締結した。（平成17年11月1日：1件、平成19年9月21日：7件、平成20年1月25日：1件、平成20年2月29日：1件） 災害時の要援護者の避難支援対策については、平成17年12月に「長崎県災害時要援護者避難支援マニュアル策定指針」を策定し、市町へマニュアル策定を促した。（平成20年5月1日現在、マニュアル策定済み市町5、作業中市町12、未着手市町6（うち平成20年度着手予定4）） 災害発生時に県の防災拠点となる災害対策本部室、防災室、無線室等が県庁内に分散していたことから、平成19年度には、これらの防災拠点を耐震性のある新別館に移転集中化し機能の効率化を図るとともに、防災行政無線の再編整備や災害発生監視カメラの整備を行い、災害情報等の収集・伝達機能の充実が図られ、災害発生時における迅速な対応が可能となった。 自主防災組織については、特に組織率が低い市町への組織化へ向けた取組強化の要請、自主防災組織への防災資機材の整備支援等により、組織率は微増しているものの、計画どおりには進捗していない。 <p>災害や有事発生時の対応訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然災害、原子力災害、石油コンビナート、武力攻撃事態等の様々な災害を想定した訓練を、市町、自衛隊、消防、警察、地域住民等の参加の下実施するとともに、大規模地震を想定した職員参集訓練を抜き打ちで実施するなど、より実践的なものへの見直しを行っている。 <p>危機管理体制や発生時の対応についての評価・見直しの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等の危機発生時に対応するため、平成18年3月には「長崎県国民保護計画」、平成19年2月には、国民保護計画を円滑に運用するための「長崎県国民保護初動対応マニュアル」を作成し、さらに、様々な危機事象に係る情報の一元化、初動対応の迅速化等を図るため、平成19年2月には、「長崎県危機管理対応指針」を作成するなど、危機管理体制の充実・強化を図った。 <p>市町村担当職員及び県民の防災意識の向上対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年12月には、「長崎県総合防災ポータルサイト」を開設し、それまで分散していた県内の災害情報や防災情報を、簡単にわかりやすく県民が収集できるようにしたところ、従前の危機管理防災課のホームページアクセス数（年間14,500件：平成17年12月～平成18年11月）に比べ、平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）のアクセス数は47,419件となり、約3.3倍となった。 また、防災対策や国民保護計画に関する、県政出前講座の実施やパンフレットの配布、県広報誌への掲載などを行うとともに、平成19年11月には、火山都市国際会議において「雲仙普賢岳噴火災害」の教訓の継承に関するフォーラムを実施するなど、県民の防災意識等の向上と施策の普及・啓発に取り組んだ。 市町担当職員に対しては、年1回開催の「市町消防防災担当主管課長会議」や「災害救助法及び災害医療救護等担当者会議」、県内8ブロックにて開催される「地方機関防災連絡会議」等において、施策の説明や最新の防災情報等の提供を行うとともに、災害救助に関する実務必携（冊子）やパンフレットを配布するなど、市町担当職員の防災意識等の向上に努めた。 <p><<主要事業の推進を目的に実施している事務事業等の構成の妥当性について>></p> <p>これまで、実施してきた事務事業については、主要事業を構成する基幹的な事業であり、事業的にもほぼ予定どおり進捗しているが、自主防災組織率は計画どおり進捗しておらず、継続して粘り強く取り組んでいく必要がある。</p>			

3 社会情勢の変化を踏まえた主要事業実施上の課題等

《主要事業を取り巻く社会情勢の変化》

近年の災害発生状況を見ると、台風、地震、集中豪雨などの大規模な災害が頻発しており、特に地震については、新潟県中越地震のほか、福岡県西方沖地震、能登半島地震等、これまで活断層が確認されていなかった場所でも、相次いで大規模な被害を伴う地震が発生している。

世界各地で発生しているテロや有事、大規模事故など多様な危機管理事案が発生している。

《主要事業実施上の問題点・課題等》

大規模化及び多様化する自然災害や危機管理事案への迅速かつ的確な対応が求められており、これまで策定された計画や指針等の推進を含め、その体制の強化が必要である。

これまで作成された指針やマニュアル等が有効に機能するように、訓練等を実施するとともにその検証・見直し等を行う必要がある。

過疎化や少子高齢化の進展、産業・就業構造の変化等により、地域防災の担い手である消防団員は減少傾向にあり、さらに自主防災組織率の向上が厳しい状況にあることから、県民（地域住民）の防災意識向上への取り組みなどを含めた新たな対策が必要である。

4 今後の対応方向

主要事業実施上の課題を踏まえた今後の対応方向

拡充	見直し	現状維持
----	-----	------

<<説明>>

大規模化する自然災害やテロ・有事など多様化する危機管理事案への対応を迅速かつ的確に行うために、これまで策定した計画・指針等の対策を着実に推進するとともに、危機管理体制の整備・充実を図っていく。

これまで策定された指針やマニュアル等が有効に機能するよう、実践に即した訓練を実施するとともにその検証・見直し等を実施する。

災害対策は県民一人ひとりの防災意識の向上や地域コミュニティの防災力向上が必要であることから、消防団員の確保や自主防災組織率の向上を含め、これらの機運を醸成するような施策を検討する。

主要事業の実施状況等に関する調書

ながさき夢・元気づくりプラン（長崎県長期総合計画 後期5か年計画）における位置付け

重点プロジェクト	7	安全・安心の確保向上プロジェクト
施策		危機管理体制の充実・強化
主要事業	(2)	新たな感染症への対応

		作成年月日	平成 21 年 2 月 2 日
主要事業主管所属	福祉保健部 医療政策課	課(室)長等名	藤田 純次
主要事業関係所属 (部局名課名)	科学技術振興局科学技術振興課		

1 主要事業の内容等

主要事業の内容	ながさき夢・元気づくりプラン記載ページ	P 94
<p>SARS（重症急性呼吸器症候群）や新型インフルエンザなどの新たな感染症等にも迅速かつ的確に対応できるよう、対応指針の策定や保健所を中心とする情報網の整備など、感染症対策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症等への対応指針の策定 ・関係医療機関等との連携強化 ・長崎大学等との連携による研究・治療体制の整備 ・保健所を中心とした新たな感染症の出現等に迅速かつ的確に対応できる情報網の整備 		

主要事業の推進を目的に実施している主な事務事業等

事業名	事業の内容	区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【区分：事務事業】 感染症対策事業運営費 (課名：医療政策課)	平成19年度より下記3事業を統合しており、事業内容については下記のとおり。	事業費+人件費 (千円)	-	-	-	-	341,975
		成果指標達成状況	-	-	-	-	達成
		評価結果	-	-	-	-	改善
【区分：事務事業】 感染症対策事業運営費 (課名：医療政策課)	感染症患者発生に対し、円滑な対応ができるよう、感染症の専門家の意見を基に予防接種等の対策に予測データを活用する。 平成19年度からは、「感染症対策事業運営費」に統合。	事業費+人件費 (千円)	35,562	34,714	34,858	34,411	-
		成果指標達成状況	達成	達成	達成	達成	-
		評価結果	現状維持	現状維持	現状維持	改善	-
【区分：事務事業】 感染症予防事業費 (課名：医療政策課)	感染症発生時に、いつでも対応可能な病床数の確保する。 平成19年度からは、「感染症対策事業運営費」に統合。	事業費+人件費 (千円)	142,695	121,419	112,035	245,121	-
		成果指標達成状況	未達成	達成	達成	達成	-
		評価結果	現状維持	現状維持	現状維持	改善	-
【区分：事務事業】 感染症発生動向調査費 (課名：医療政策課)	県内100力所の定点医療機関から感染症患者の発生について報告を受け、情報を公開し、感染症のまん延防止を図る。 平成19年度からは、「感染症対策事業運営費」に統合。	事業費+人件費 (千円)	44,693	46,182	46,800	60,900	-
		成果指標達成状況	達成	達成	達成	達成	-
		評価結果	一部見直し	現状維持	現状維持	現状維持	-

主要事業に係る指標の状況							
(1) 指標区分: 「 」 = 夢・元気づくりプラン掲載指標で、策定当初から指標の見直しを行っていないもの 「 」 = 夢・元気づくりプラン掲載指標で、平成20年度に指標の見直しを行ったもの							
(2) 達成区分: a = 既に目標値を達成した b = 計画どおり進捗している c = 遅れている(目標値達成は可能) d = 遅れている(目標値達成は困難)							
成果指標	指標区分 (1) 単位	目標値	基準値	実績値	達成率 (ハ-ロ) /(イ-ロ)	達成状況	
		イ 年度 又は年	ロ 年度 又は年	ハ 年度 又は年		達成区分 (2)	達成状況の説明 (達成区分がc又はdの場合は今後の課題等)
新たな感染症等への対応指針の策定		-	-	3	100%	b	・SARS行動計画の策定(平成15年4月に策定済み) ・高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルの策定(平成18年1月に策定済み) ・新型インフルエンザ対策行動計画の策定(平成17年12月に策定済み)
	%	-	-	平成18年度			
関係医療機関等との連携強化(定点医療機関からの情報回収率)		-	-	100	100%	b	新型インフルエンザと天然痘の発生に備えた体制を整備するため、県内医療機関から感染症患者発生報告を受け(報告回数/(週単位52回+月単位12回))
	%	-	-	平成19年度			
長大との連携による研究、治療体制の整備(第二種感染症病床の確保数)		-	-	38	100%	a	SARS、鳥インフルエンザ等の重大な感染症の発生時に迅速に医療提供し、まん延防止のための「第二種感染症指定医療機関」を県内二次医療圏の9箇所すべてに整備。病床数確保については、長崎県保健医療計画における基準病床数(38床)を確保している。(人口30万人未満:4床、人口30万人以上:6床)
	床	-	-	平成19年度			
保健所を中心とした情報網の整備		-	-	8	100%	b	・地域感染症対策協議会(県立保健所毎:8地域)の設置
	協議会数	-	-	平成19年度			

2 主要事業の進捗状況

主要事業の進捗状況			
A: 計画どおりに進んでいる	B: ほぼ計画どおりに進んでいる	C: やや遅れている	D: 遅れている
<<説明>>			
<p>次のとおり、プランに掲げた主要事業の内容に関し取組を進めた結果、本県における新たな感染症への対応のための新型インフルエンザ()対策行動計画策定等、ほぼ計画どおり進捗している。</p> <p>新型インフルエンザ: 鳥インフルエンザが混ざったり変異することで、これまでに流行したことのない全く新しいタイプのウイルスが誕生し、ヒトの間で流行を起こすと新型インフルエンザとなり、全く免疫のないヒト社会で大流行する恐れがあるもの。</p> <p>新たな感染症等への対応指針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症の発生に備えるため、平成15年4月に「SARS行動計画」、平成18年1月に「高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し公表している。 ・なお、SARSはWHOより終息宣言が出されている。 <p>対策行動計画及びガイドラインの策定等、医療体制の確認を行うため、下記対策会議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策会議の開催: 平成19年8月28日、平成20年3月28日 参加者: 県感染症対策委員、県医師会、患者受入医療機関、保健所 ・新型インフルエンザ対策本部の開催: 平成19年10月11日、平成20年3月24日 参加者: 県庁各課 ・新型インフルエンザ対策関係医療機関長会議の開催: 平成20年1月15日 参加者: 新型インフルエンザ患者受入指定医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・「高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」を平成20年3月に改訂し、発生時の養鶏場における保健所業務要領を策定 ・「高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」健康調査会場現場対応手引き書の作成: 平成20年9月16日 <p>関係医療機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全医療機関から感染症の発生について報告を受け、情報を分析のうえ新たな感染症の発生に備えている。また、平成20年度から、新型インフルエンザと天然痘の発生に備えた体制を整備するため、新たに県内84医療機関を選定し発生報告を求めている。 			

長崎大学等との連携による研究・治療体制の整備

・鳥インフルエンザ(H5N1)、SARS(重症急性呼吸器症候群)、新型インフルエンザ等の発生初期の場合、第二種感染症指定医療機関(1)及び5協力医療機関(2)において対応しているが、未知の感染症発生に対応するため第一種感染症病床(3)の整備に向けて協議している。

1 第二種感染症指定医療機関：SARSや結核などの二類感染症の患者に対する医療機関で都道府県知事が指定するもの。長崎市立病院成人病センター(6床)、佐世保市立総合病院(4床)、市立大村市民病院(4床)、県立島原病院(4床)、独立行政法人北松中央病院(4床)、長崎県離島医療圏組合五島中央病院(4床)、上五島病院(4床)、壱岐市民病院(4床)、中対馬病院(4床) 計9医療機関

2 長崎大学医学部・歯学部附属病院、独立行政法人国立病院機構長崎病院、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター、独立行政法人国立病院機構長崎神経医療センター、日本赤十字社長崎原爆諫早病院 計5医療機関

3 第一種感染症指定医療機関：一類、二類(4)の感染症の患者に対する医療機関で都道府県知事が指定するもの。

4 感染症法では、症状の重さや病原体の感染力などから感染症を、以下のとおり、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症などに分類されている。

一類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペストなど現在7疾患)
二類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症(鳥インフルエンザ(H5N1)、SARS(重症急性呼吸器症候群)、結核など現在5疾患)
三類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌など現在5疾患)
四類感染症	動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症(オウム病、狂犬病、マラリアなど現在41疾患)
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民や医療関係者等に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症(アメーバー赤痢、梅毒、破傷風など現在41疾患)
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの)、再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるもの)をいう。(現在2疾患)なお、現在、「一類感染症」に準ずる感染症に位置づけられている。

保健所を中心とした新たな感染症の出現等に迅速かつ的確に対応できる情報網の整備

・地域における感染症対策の中核的機関である保健所は、感染症の予防及びまん延の防止を図るとともに、管内の市町、地域の医師会及び医療機関と連携を図り、感染症に関する情報の把握を行っている。また、地域感染症対策協議会を設置し、感染症予防対策のため協議、検討を行い、感染症に関する情報の把握を行うこととしている。

なお、長崎県感染症情報センター(長崎県環境保健研究センター)は、県立保健所及び長崎市、佐世保市保健所から伝送または報告された患者の感染症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報と併せて速やかに関係機関へ提供している。

<<主要事業の推進を目的に実施している事務事業等の構成の妥当性について>>

これまで実施している感染症の発生に備えるための行動計画やマニュアルの策定、第一種感染症病床の整備に向けての協議等の事務構成は、概ね主要事業の目的に沿ったものと判断している。

3 社会情勢の変化を踏まえた主要事業実施上の課題等

《主要事業を取り巻く社会情勢の変化》

新型インフルエンザに備え、発生初期に国内への流入を水際で防ぐ対策などを盛り込んだ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正や検疫法が平成20年5月12日に施行された。改正法では既存の一～五類に加え、新型インフルエンザについて分類が新設されている。

新型インフルエンザは、危険性が最も高いエボラ出血熱などの「一類感染症」に準ずる感染症に位置づけられ、患者の強制入院などの措置のほか、無症状のヒトにも感染が確認されれば患者と同様の措置の対象になることが盛り込まれた。

また、感染の恐れがあるヒトの入国時には、感染有無の確認のため、約10日間の一時的隔離ができる規定も設け、隔離は医療機関に加え、ホテルなども利用可能としている。

新型インフルエンザの大流行時には、県内で医療機関を受診する患者数は、16万人～30万人、入院患者数は約2万4千人、死亡主数は最大で8千人にのぼると試算されており、従業員の欠勤による企業活動への深刻な影響、ライフラインの供給停止や食料の不足等、重大な被害が想定されている。

《主要事業実施上の問題点・課題等》

大流行時に刻々と変化する事態(流行状況、感染の拡大等)を早期に察知し、その情報を共有するとともに、県民へ最新情報を還元し柔軟に対応していくことが重要である。

新型インフルエンザが発生した場合に用いる抗インフルエンザウイルス薬であるリン酸オセルタミビル(商品名:タミフル)の具体的な配布の優先順位が未だ国において明確にされていない。

発生時には、医療機関等でマスクやPPE()等の感染防御資材の品不足が予測されている。本県において十分な感染防御資材を備蓄することは困難である。この感染防御資材の十分な供給量の確保及び流通等の問題は国家的課題であるため、国が主体となって総合的な対策を講じる必要がある。

PPE:防護衣

4 今後の対応方向

主要事業実施上の課題を踏まえた今後の対応方向

拡充

見直し

現状維持

<<説明>>

新型インフルエンザの大流行は風水害等の災害と異なり、建物は損壊せず人が減るといった県民が全く経験したことのない事態であるため、県民に対して新型インフルエンザに関する最新情報、予防対策等についての正しい知識の普及啓発を行う必要がある。

また、国へ感染防御資材の十分な供給量の確保及び流通等について要望していくとともに、感染防止のための外出自粛、学校閉鎖、食料の備蓄、企業の事業継続計画について、国・県・市町・関係機関等と一体となった対策を推進する。

今後、新たな情報の入手や状況の変化に応じて策定した各種行動計画及び発生時対応マニュアル等を随時改訂していく必要がある。